

電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の手数料の改定に係る
電気通信事業法施行令等の一部改正案の概要

1 改正の背景

「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告」（平成 23 年 10 月 総務省）を踏まえて実費を勘案した積算を行ったところ、試験を受ける科目数に応じて異なる手数料を定めることが適当であると判断したことから、電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の手数料を改定する。

2 改正の概要

電気通信主任技術者試験の手数料の額（現行：18,700 円）について、政令において試験科目の試験が免除される場合の額を「18,700 円を超えない範囲内において実費を勘案して総務省令で定める額」と規定し、省令において全試験科目の試験が免除される場合は 9,500 円とし、一部の試験科目の試験が免除される場合は 18,700 円から一科目当たり 700 円を減じた額と規定する。

工事担任者試験の手数料の額（現行：8,700 円）について、政令において試験科目の試験が免除される場合の額を「8,700 円を超えない範囲内において実費を勘案して総務省令で定める額」と規定し、省令において、全試験科目の試験が免除される場合は 5,600 円と規定する。

3 改正の時期

平成 25 年度第 1 回工事担任者試験（平成 25 年 5 月予定）の実施に合わせ、平成 25 年 2 月 1 日から施行予定。